

2024（令和6）年度の事業計画書

2024年1月1日から2024年12月31日まで

NPO 法人みやっこサポート

1 基本方針

本年度は、下記の事業を進めていきます。

■情報支援事業

昨年から新たな形で構築を進めている『ささえてネット』を、広告掲載による収益事業として活用できるようにします。

■地域福祉促進事業

市民交流活動：高齢者対象の教室等を実施し、市民のコミュニティづくり、楽しみづくり、体と心の健康づくりを進め、気軽に相談できる地域づくりを目指します。

■こども支援事業（子ども・子育て事業から名称変更）

フリースペースIROHA：学校に行き辛い子ども達が、自分の力を伸ばして自分らしく生きていけることを目標に、この場所がより安心して楽しめる居場所になるように、こども達とご家族、スタッフ、他の団体や地域の方々と連携し取り組んでいきます。

IROHAらぼ：学校に行き辛い子ども達が、自分の良き個性、力を伸ばせるように、個人、企業、各団体との協働により学びを充実させると共に、より多くのこども達へサポートをつなげていきます。

IROHAブランド（ジョブトライアル）：こども会議で定期的に話し合い、こども達の個性、個々の強みが育つことを目標として、IROHAブランド（こども達と立ち上げた商品開発販売システム）のブランド化を進め、「こどもの声を聴くまちづくり」を目標とした他の団体との連携活動『こどもと未来を創るプロジェクト』の活動への参加を積極的に行います。

そしてソーシャルアクションとして、こども達が自分の人生を楽しめる社会になることを目指し「こども達に必要な環境を共に考える」ための啓発活動を実施します。

みやっこ食堂：こどもの居場所としての役割を継続できるように、地域のボランティアの輪を広げ実施します。

みやっこ弁当：「地域に潜在する家庭の問題の掘り起こしからサポートにつなげる」を目標に、弁当および食材の配布などの食サポートを可能な限り継続させます。

■生活サポート事業

相談支援をさらに地域に根付くよう取り組み、『生活サポート』を利用者の方とともに充実させながら、地域に必要な頼りにされる活動になるように実施していきます。

フードパントリー等を継続実施し、他団体と連携を取りながら必要な人へのサポートを行います。

■介護保険法に基づく居宅介護支援事業、および介護予防支援事業

居宅介護支援事業所および訪問介護事業所、介護予防訪問介護事業所の開所を目指し計画を進めます。

■児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

4月より新たに放課後デイサービスを開設し、スペシャルニーズのあるこども達が良き個性を伸ばせるようにサポートを充実させていきます。

■その他この法人の目的を達成するために必要な事業

上記の活動以外に、法人の目的のために必要になった事業について、理事、スタッフと相談し実施します。

◎個人ボランティア、他団体、企業との連携

個人ボランティア、他の団体、企業と連携し、地域への社会貢献の輪を広げていきます。

◎人事

上記の事業を実施するために、状況を見ながら職員採用を検討していきます。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施日時 (B)当該事業の 実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象者	事業費の金額 (概算) (単位: 千円)
① 情報支援事業	要支援者に必要な社会資源の情報を掲載した福祉情報サイトの構築、運営	(A)随時 (B)法人事務所 (C)6名	(D)西宮市民・その他	931
② 地域福祉促進事業	市民交流活動: 市民のコミュニティづくり、楽しみづくり、体と心の健康づくり、市民生活の向上を目的としたイベントや教室、勉強会などの開催 ア)高齢者の楽しみづくり『歌の教室』など イ)その他のイベント	(A) ア)毎週木曜日 10:00~12:00 イ)随時 (B)レンタルスペース SUN-TA その他 (C)1名	(D) 西宮市民・その他	277
③ こども支援事業	ア)みやっこ食堂 (こども食堂) イ)みやっこ弁当 (こども弁当) ウ)フリースペース IROHA (不登校児童の居場所) エ)IROHA らぼ (不登校児童の学び場) ウ)その他、こどもとその家族の支援を目的としたイベントなど	(A) ア)昼: 毎週月・水・金 12:00~13:00 夜: 月に2回金曜日 17:00~20:00 イ)毎週火曜日 15:30~18:00 ウ)毎週月・水・金曜日 9:00~15:30 ※金曜日は4月から 時間は 9:00~14:00 エ)毎週火曜日 10:00~14:00 ウ)随時 (B) WE-SPACE レンタルスペース SUN-TA 屋外 (C)9名	(D) 西宮市民・その他	6,114
④ 生活サポート事業	市民の生活に必要なサポート	(A)随時 (B)法人事務所 支援を実施する場所 (C)2名	(D) 西宮市民・その他	160

⑤ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業および介護予防支援事業	居宅介護支援事業所 訪問介護事業所 予防訪問介護事業所	(A)随時 (B)第2事業所 支援を実施する場所 (C)3名	(D)西宮市民・ その他	0
⑥ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	放課後デイサービス	(A)ア)毎週月・水曜日 14:00～18:00 イ)毎週火・金曜日 14:00～17:00 ウ)毎週土曜日 12:00～18:00 (B)レンタルスペースSUN-TA (C)6名	(D)障がいのあるこども、スペ シャルニーズ のあるこども	10,559
⑦ その他この法人の目的を達成するために必要な事業	定款第5条第1号～第6号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。			

3 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 2月

②理事会 年2回

(2) 事務局体制

事務局長：中島恵美 事務局非常勤パート：3名